

沖ノ島研究

第六号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

令和二年三月

沖ノ島研究 第六号 目次

津屋崎地区の海浜型古墳について……………	池ノ上 宏……………	1
御米注進状・御米銭注進状にみる宗像氏貞領の郷村……………	桑田 和明……………	9
最後の大宰府守護所下文と宗像大宮司家……………	野木 雄大……………	25
新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家……………	花岡 興史……………	37
《調査報告》		
沖ノ島への眺望……………	岡 崇……………	61
北九州市若松区小竹の沖津宮遙拝所について……………	鎌田隆徳・松本将一郎・大高広和……………	67
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究事業 二〇一九年度調査概要……………		81

新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家

花岡 興史

はじめに

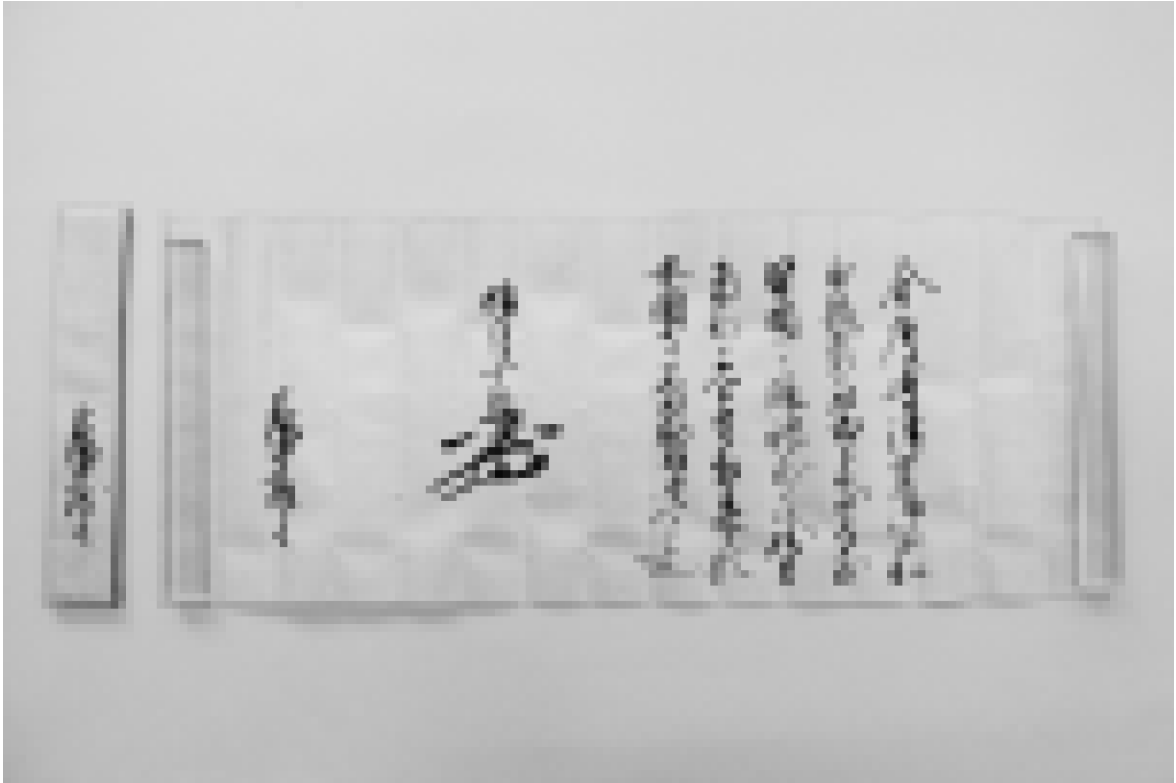
令和元年（二〇一九）九月十八日に熊本県球磨郡多良木町で、新しく発見された豊臣秀吉文書二点の記者発表を町と共に行った。反響は大きく全国的にその内容について報道されている。ただ、宛所の「宗像才鶴」が、桑田和明^①・本多博之^②両氏の先行研究上で女性と考えられる見解があることから報道上では興味をそそる「秀吉認めた女城主」という見出しで表現され、その部分が強調されていた。著者は、史料的な制約からこの見解については先行研究の紹介を行い、それを積極的に否定する知見も持っていないことからこの時点では可能性としてだけ考えた。つまり、女性と決定付ける史料として認識していたわけではない。ただ、この部分が新発見としてメディア上で先行した部分は否めない。

しかし、今回の記者発表はそこが新発見では無い。今回最大の発見は、一般には宗像大社大宮司家であった宗像氏貞の子孫は断絶したといわれているが、実は宗像氏の名跡と血脈を今に繋いでいる子孫が熊本に存在したという衝撃の事実である。今までは、『萩藩閥閥録』にあるように、宗像

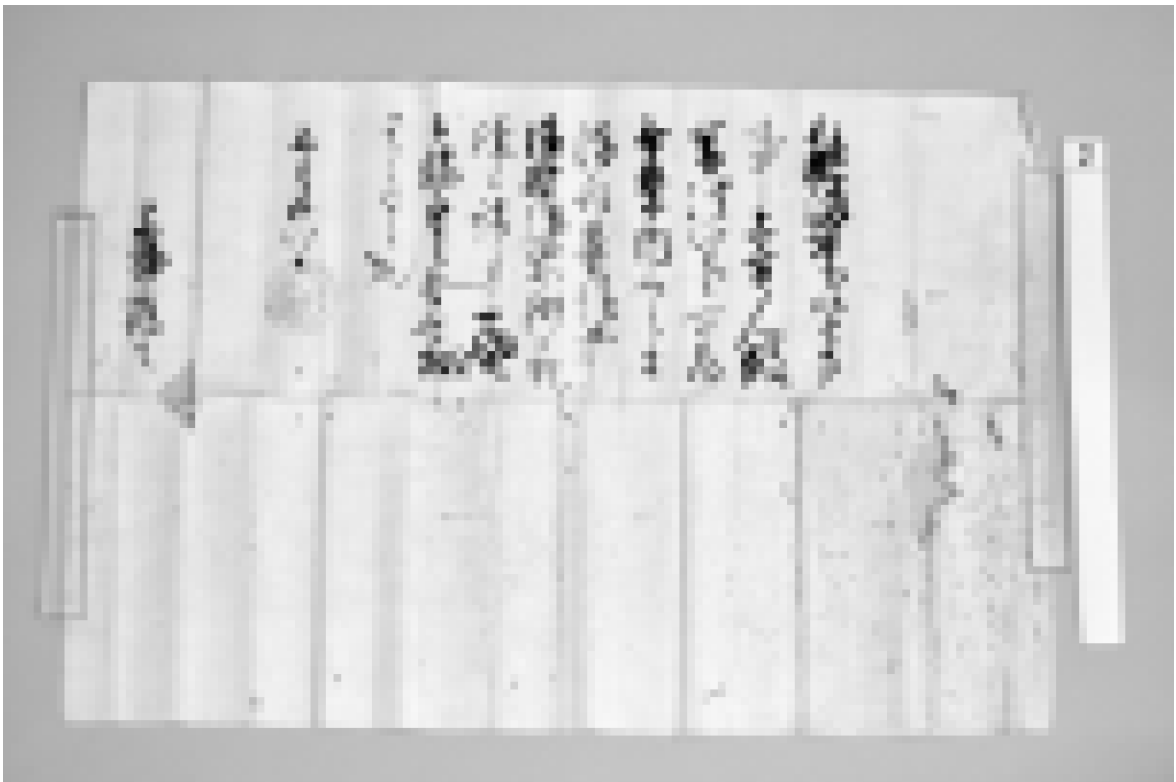
大社の仕書は、氏貞の娘と婚儀をもった草薙重継が受け跡式を継いだというのが研究上の「常識」であった。それは「大宮司系譜」にも草薙氏が跡を継いだ記述となっていることからわかる。しかし、結果的に宗像を名乗らなかった草薙氏が名跡を継いだとはとても理解できない。実は大宮司であった宗像氏の名跡を継いだのは熊本の宗像家であった。それを証明したのが、今回の秀吉文書であるといえる。

前述の「大宮司系譜」にある氏貞三女の箇所には、子孫は肥後・大坂に行つたと書かれている。それにも関わらず、不思議なことにこれまでの宗像氏研究では、肥後宗像家に関して近世史料に基づいた実証が行われてこなかったようである。

肥後宗像家は宗像清兵衛を祖として豊前で細川忠興・忠利に仕えた。その後、寛永九年（一六三二）、細川氏の転封に伴い熊本にきている。この清兵衛は、「御国之惣奉行」として郡奉行や代官以下を支配した重要人物で、近世細川氏を研究するものにとっては誰もが知る人物である。つまり、肥後宗像家は細川氏の治政を支えた宗像清兵衛の子孫であった。しかし、この家がその後、明治時代に政治活動をするために多良木町に移住したこと



(秀吉文書A) (天正十四年) 拾月十日付け 豊臣秀吉判物



(秀吉文書B) (天正十五年) 三月廿八日付け 豊臣秀吉朱印状

は、近世史の領域から外れていたので寡聞にして知り得ていなかった。ただ、近世史の分野では、清兵衛が細川藩の中にあり重要人物であることは、細川氏研究の中でも度々触れられていたが、宗像大社大宮司家の宗像氏と関連付けられることは今まではなく、また清兵衛自身についても特に興味を持たれることもなかった。

そこで、本稿では、今回発見された秀吉文書二点と、それを現在まで伝えた肥後宗像家について現段階までの既知の史料を中心にして述べてみたい。なお、肥後宗像家文書は現在も多良木町と継続調査中で、後に正式に調査報告をもって全容を明らかにする予定である。

第一章 豊臣秀吉文書発見のいきさつ

一、宗像才鶴宛ての秀吉文書二点について

著者は、記者発表の二か月ほど前の七月より、多良木町より肥後宗像家の文書群の寄贈について相談を受けており、その結果、文書群の調査指導と調査を依頼されることとなった。文書群のほとんどが近世、つまり宗像清兵衛以降のものである。その中で発見されたのが今回の秀吉である。秀吉文書については、判物と朱印状の二点で他にはなく、宛所はいずれも「宗像才鶴」とあった。また「才鶴（才鶴）」に関する発給文書もこの二点だけである。まずは今回の新発見の史料を紹介しよう。

(秀吉文書A) (天正十四年) 十月十日付け豊臣秀吉判物

今度、島津背御下知、至筑前取出候處、手前堅固之段、神妙候、然間當知不可有相違候、猶安国寺・黒田勘解由可申候也

拾月十日(秀吉花押)

宗像才鶴とのへ

(秀吉文書B) (天正十五年) 三月二十八日付け豊臣秀吉朱印状

態満筆候、其方事、上方人数軍法以下可為無案内候之間、陣取普請等事、浅野弾正少弼可相談候、諸事可馳走旨被仰付候条、可成其意候也

三月廿八日(秀吉朱印)

宗像才鶴とのへ

二、秀吉文書Aについて

(秀吉文書A) は、豊臣秀吉が、宗像才鶴に対して島津氏の九州北上(島津背御下知、至筑前)を阻止した事を賞賛し、さらに知行を認めた(「當知不可有相違」)判物である。その内容については、安国寺(恵瓊)と黒田勘解由(孝高、官兵衛、如水)が申し伝えることが書かれている。日付の下には秀吉の花押が据えてある。包紙ともに料紙は雁皮である。島津氏は天正十五年(一五八七)四月に秀吉軍に降伏しており、その歴史的背景から本文書は前年の天正十四年(一五八六)のものであると比定できる。また、秀吉は、(秀吉文書A)と同日に次の(史料一・二)を麻生家氏と時枝鎮継に対して発給している。

〔史料一〕麻生次郎左衛門宛判物写『筑前麻生文書』^③

今度、島津背御下知、至于筑前取出之處、手前堅固之儀、神妙候、然
問本知之儀、右馬頭内儀次第可宛行候、弥忠儀肝要候、委細安国寺・
黒田勘ヶ由可申候也
(孝高)

天正十四

拾月十日 大閣秀吉御書判
(ママ)

麻生次郎左兵衛とのへ

〔史料二〕時枝武蔵守宛朱印状「児玉韞採集文書」^④

今度島津背下知、至筑前依取詰候、輝元・両川差出、追々人数遣候處、
御請申段神妙候、然間当知不可有相違候、弥於抽忠儀者、右馬頭申次
第可加恩賞候、猶安国寺・黒田勘解由可申候也

秀吉公

拾月十日 御朱印

時枝武蔵守殿

この、〔史料一・二〕はいずれも写しであり文言の検討は必要であろうが、
内容はよく似ている。〔史料一〕は、〔秀吉文書A〕のそれとほぼ同じだが、
文中に「然間本知之儀、右馬頭内儀次第可宛行候（毛利輝元の内儀次第）」
という文言が挿入されており、〔史料二〕とは若干異なる。しかし知行を
保証するといった秀吉の趣旨は一致している。また、双方共に判物である。
次に、〔史料二〕をみると、時枝鎮継に対して〔史料一〕と同じよ

うに島津軍の北上に関して、十月初旬、九州に入った毛利輝元・吉川元春・
小早川隆景らの軍勢を請けること神妙として、知行を保証している。ただ
し、〔秀吉文書A〕・〔史料二〕と異なり朱印状である。

三つの文書は十月十日と同日で、秀吉の裁定はいずれも知行を保証して
いるのではあるが、時枝氏への朱印状は、宗像・麻生両氏のものに比して
薄礼である。

この文書の時代背景を次に述べる。

天正十三年（一五八五）十月二日、前の七月に関白に任官した秀吉は、九
州にて大友氏を攻める島津氏の義久に対し「先敵味方共双方可相止弓箭」
叡慮候^⑤と正親町天皇の叡慮をもつて停戦命令を発している。だが、島津
氏はこれを無視するように北上を続けている。翌十四年七月には、島津氏は
筑前において高橋紹運の守る岩屋城と紹運の次男で筑紫広門の娘婿の高橋統
増が立て籠もる宝満城を侵攻した。紹運は自害し統増は宝満城を開城した。

しかし、実父紹運を討たれた立花宗茂は、立花城を死守し八月二十四
日^⑥に、島津軍を撤退させている。さらに、島津方の高島居城を撃破し、
城に籠もる星野鎮胤兄弟を討ち取った。この時、淀にいた秀吉は九月九日
付けの判物^⑦で宗茂に対し「誠以粉骨無比類候、然而其方事忠節儀候間、
新地（知）褒美等可被仰付之間、迄下々此由申聞、弥相勇可励忠功事専一候」
と賞賛し、「新知」を保証している。また、安国寺惠瓊・黒田孝高・宮木堅
甫に宗茂のことについて、「無比類動絶言語候」「誠九州之一物二候」^⑧と
述べた判物を発給し激賞している。実はこの時、秀吉は島津氏の軍勢力を
侮っておらず、同史料に「今度味方城二三ヶ所不慮之処、無異儀相拘候儀

さへ奇特ニ被思召候処」とあるように、味方の城が二、三か所陥落したので、落城しなければいいという程度に考えていた矢先に宗茂の活躍の報が入った。それほど、この段階での島津氏の軍勢は強力であった。ただ、秀吉は、安国寺以下への十月三日付けの判物に、「星野か刎首させ候ハ、島津弓矢之失面目候儀、又ハ心中程相見候之間、させる儀武篇かた有之間敷候事」と、島津がこの戦いで星野の首を取られたことで「弓矢」の面目を失い、島津軍の勢力もそこまでではないと述べている。しかし、島津軍は、十月、九州に上陸した毛利輝元らとの攻防を引き続けており、決して安堵できる状況ではなかった。事実、十二月の豊後戸次川の戦いで秀吉軍は敗戦している。

(秀吉文書A)・(史料一)には、ほぼ同文で、「今度、島津背御下知、至筑前取出候處、手前堅固之段、神妙候、然間當知不可有相違候」とあり、この段階では島津軍の北上に対して「手前堅固」であることが重要であった。秀吉が同月十七日、「九州之一物」と評価をした宗茂に対しても「今度其面堅固相拘付」「可尺粉骨事専一候」と述べたように、これからも激しい戦いが十分予想されていたのである。

これより半年前の、四月十日の輝元宛ての秀吉朱印状^⑩には、一つ書きで「蔵納申付、九州弓箭覚悟事」「門司・麻生・宗像・山鹿城々へ人数・兵糧可差籠事」とあり、秀吉は島津氏の豊前・筑前への侵攻に対し、九州において「弓箭(戦闘)」を覚悟しそれに備えるように輝元に指示を行っている。この中で、籠城のために兵糧を準備させる対象者に「宗像」がみえる。この時、宗像氏は当主である大宮司氏貞が既に三月四日に病死しているが、

この島津氏北上の抵抗力の一つとして宗像氏を指定しているのである。

この時の宗像氏の当主は確定しえないが、「宗像才鶴」宛ての判物(秀吉文書A)が出されていることから、この頃に何らかの形で秀吉が才鶴を宗像家の当主として認識したのであろう。

三、秀吉文書Bについて

つぎに(秀吉文書B)は、秀吉が、宗像才鶴に宛てた朱印状で、料紙は大高檀紙ではなく奉書紙である。才鶴は秀吉の軍勢と軍法については不案内であることから(「上方人数・軍法以下可為無案内候之間」、陣取普請など浅野弾正少弼(長吉・長政)に相談し、その折りには諸事馳走(「諸事可馳走旨」)せよという内容を伝えている。参考のため、この朱印状と同様の内容のものを次に掲載する。

(史料三) 立花左近将監宛朱印状「立花家文書」^⑪ (括弧内は著者による)

態染筆候、先書如被仰候、昨日廿五日至関戸御着陣候、然者先へ御人数被遣候上衆儀、其方可為無案内候間、陣取普請以下、浅野弾正少弼可相談候、諸事(可)馳走旨被仰付候条、可成其異候也

三月廿六日(朱印)

立花左近将監とのへ

また秀吉は、(史料三)と同日付けで、かつ同じ文言の朱印状を筑紫広門に発給している^⑫。

これらの朱印状に、「昨日廿五日至関戸着陣候」とあることから、秀吉は

二十五日に長門国赤間に到着している。ここに二日間逗留して、渡海して九州に上陸することにした¹³。この中で、「先へ御人数被遣候上衆儀、其方可為無案内候間」と有り、秀吉の軍勢について其の方(宗茂・広門)は、勝手が分からないので、陣取普請などについて浅野長政の指南を仰ぐようにという内容である。つまりこの部分は、(秀吉文書B)にある「其方事、上方人数軍法以下」が「然者先へ御人数被遣候上衆儀」と異なるだけでは同じ事を伝えている。よって、(秀吉文書B)は、これらの朱印状の二日後に発給されていると理解でき、天正十五年と比定することができる。この時秀吉は、同日の吉川広家宛朱印状¹⁴によれば「今日廿八日至于豊前小倉到来」とあるように赤間より海路にて小倉入りをしている¹⁵ことから、同日付けの宗像才鶴宛ての朱印状はこの場所を出されたことになる。つまり、(秀吉文書B)は、才鶴に対し秀吉が率いてきた軍勢について、浅野長政の指南を仰ぎ懸命に奔走すること(「諸事可馳走」)を求めているのである。

なお、(秀吉文書B)は、前年の十月に島津軍の北上を阻止したことを賞した(秀吉文書A)と異なり、判物ではなく薄礼の朱印状である。秀吉の発給文書が判物から朱印状に変化したということは、この天正十五年三月の段階では、才鶴は明らかに臣下として秀吉に仕えている。また、(史料三)にみるように前年に「誠九州之一物二候」¹⁶と激賞された宗茂も同様に判物から朱印状に変化しており、才鶴と同様の立場で秀吉に接していることになる。

現段階で、宗像才鶴宛ての秀吉発給文書は、今回発見された(秀吉文書A・B)のみであるが、この秀吉文書の薄礼化を、他の文書で確認してみ

ることとする¹⁷。宗茂に宛てた判物で最後に確認できるものは、天正十四年十二月二日付けである。その後、朱印状となるのは翌十五年正月十七日付けのものである。また、天正十四年十月十日に才鶴と共に判物が出された麻生家氏には、同年十二月十二日に朱印状¹⁸を発給している。つまり、秀吉の九州入りが間近になった頃に九州武士団の家臣化が促進されたと考えられる。

四、宗像才鶴についての先行研究

この文書二点の宛所である「才鶴」について、前述の本多氏は『宗像市史』の中で、天正十五年(一五八七)六月二十八日付けの小早川隆景宛ての秀吉朱印状(「毛利家文書」)に原田弾正少弼・麻生次郎左衛門の名と共に「宗像才鶴」の名前があることを指摘し、「ところが、この名は宗像大宮司家関係の系図には一切登場しない」としている。続いて「しかし、全く架空の人物とも言えないようで、他の史料においてもこの名は確認できる」としている。この内容は、同年四月二十三日の「原家文書」の中に秀吉の意向を受けた石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊らが連署にて、戦乱で荒廃した博多町衆の還住を進めるため、その諸役を免除するように指示(「博多再興之儀二付而、彼町人還住之輩、何之分儀雖在之、諸役可令免除旨、被仰出候状」)した宛所に龍造寺民部大夫・原田弾正少弼・立花左近将監とともに「宗像才鶴」の名が見えるという。

本多氏は、「才鶴」が「龍造寺氏らと同様に、博多町衆に諸役を賦課する実力を備えた人物」と評価しながらも、この時、大宮司宗像氏貞は既に

死去し、養子は益田（七内）元堯¹⁹であるから、「不明とせざるをえない」としている。

一方、桑田和明氏は、「宗像才鶴」について、前述の「原文書」の記述や、小早川隆景宛ての秀吉朱印状（『毛利家文書』）にみるように筑後国において原田信種に四百石、麻生家氏に二百石と共に才鶴が三百石を宛行われていることから、この時は才鶴を宗像家の当主であるとする。また、才鶴とは記載されないが、「宗像記追考」には氏貞後家が、宛行われた筑前国夜須郡二百町の内から寺領の寄進を行っており、領主権を行使していることに注目している。

桑田氏は、これらの内容を比較検討すると当該史料に他の人物を想定できないことから、宗像氏貞の家督を相続したのは才鶴でそれは氏貞の後家だったとしている。

ただ、両氏の見解にあるように、「宗像才鶴」と明記してある史料は、「原家文書」と『毛利家文書』の二点だけであり、本人宛ての文書、しかも秀吉文書があることすら知られていなかったのである。よって、今回の発見された秀吉文書は、今まで不明であった大宮司宗像氏貞亡き後の宗像氏を實質上牽引した宗像才鶴の存在が明確になる史料であるといえる。

第二章 宗像大宮司家の跡式と肥後宗像家

一、宗像大宮司系譜にみる宗像氏貞の跡式と名跡

大宮司宗像家について、「訂正宗像大宮司系譜附記」（以下「大宮司系

譜」²⁰）の関連箇所をあげていくことにする。ただ、「大宮司系譜」では、氏貞の男子は早世した塩寿丸の名を記すが、それは誤りであり、実は塩寿丸は益田元祥の次男景祥で氏貞の養子であるという河窪奈津子氏の指摘²¹もある。このように「大宮司系譜」は検討を要する史料ではあるが、重要な記述も多く本稿では積極的に利用する。

これによれば、氏貞の没後について「依秀吉公之命、重継賜宗像氏貞之跡式、相続家督」とあり草薙重継がその跡式を継いだとしている。また、「大宮司系譜」の草薙太郎左衛門（元胤）による奥書は次の様に記してある。

（史料四）²²

（前略）私先祖草刈対馬守重継御供仕、同国宝満二致在城候、氏貞無嗣子果、重継事弼二而候故、以秀吉公之上意、宗像家相続仕、本領之外、致兼領候、雖然神職之儀者、社役者二申付、重継不改氏姓、愚息助二郎就継（割注…母宗像氏貞女）家督以前、暫時宗像と称申候、（後略）

内容は、氏貞は嗣子が無く果てたことから、弼である重継が秀吉の命により宗像家を相続したとある。また神職は社役者に申しつけたために姓を改めなかったが、子の就継が一時的に宗像姓を名乗ったとしている。

また、『萩藩閥閥録』の「草薙氏」の項には、「（重継が）筑前宗像之跡式を賜り兼領仕候（割注…宗像家之証文于今悉所持仕候）」²³とある。これらの史料から、草薙重継が大宮司家の跡式を継いだことにより宗像家の文書は「悉所持」したことになっている。一方、「大宮司系譜」にも氏貞の跡は長女と次女が嫁いだ重継となっており、宗像家の文書は実際に草薙

家に伝えられている。ただ、「跡式」という記載が特に気に掛かる。何故なら重継の嗣子である就継は、しばらく名前を宗像助次郎と名乗るが、後に草薙に帰し宗像姓を繋げていない。これについて「大宮司系譜」には、「就継の家督也、後本姓帰草薙、宗像氏貞血脈之末孫連綿而在草薙氏」⁽²⁴⁾とある。つまり本姓草薙に帰したものの、氏貞の血脈は草薙氏にあることを強調している。確かに、就継は大宮司氏貞の孫にあたり血脈は繋がっているが、宗像の姓を名乗らないことに不自然さを感じる。しかし、この様な史料制約から、いままで「宗像」姓を名乗らない「草薙」が跡を継いだと納得せざるを得なかった。

では、なぜ宗像大宮司家の関係者に宛てた秀吉文書二点が、細川家の家臣である肥後宗像家に伝わったのだろうか。さらに「大宮司系譜」を見ていくと氏貞の三女が市川与七郎に嫁いでいることが理解できる。この箇所の記事は重要なので次にあげる。

(史料五)⁽²⁵⁾

市川与七郎

女子(三女)

母同(白杵越中守鑑速女)

氏貞之後室来長州之後、暫住備前国、于時具末女、備前住人嫁市川氏、

依之市川与七郎改宗像清兵衛、子孫在肥後熊本、摂州大坂、氏貞後室

又婦長州三隅卒、同所了性院建石塔(括弧内の記述と傍線部は著者に
よる)

内容は、氏貞の後室が長州に来た後にしばらく備前国におり、その時は末女、つまり氏貞三女を伴っていた。この三女が備前の住人である市川氏の与七郎に嫁いだとある。この与七郎が宗像清兵衛と名を改め、その子孫は肥後熊本と摂津大坂にいうという。ここに、細川忠利の重臣である「宗像清兵衛」の名前を見ることが出来る。さらには熊本に住んでいると明確に記載もある。しかし、残念な事にここに書かれている「宗像清兵衛」については、重要人物であるにも関わらず、熊本藩の家臣であるという認識は今まで無かったのである。

二、細川家史料「先祖附」にみる肥後宗像家と秀吉文書

今まで研究上では肥後宗像家と宗像大宮司家との関係は全く触れられてこなかった。前述したように宗像家は細川藩士であった事から、多くの細川家史料を所持する「水青文庫」の中にある「先祖附」をみることにしよう。(以下、(参考資料一)宗像家「先祖附A・B」概要・(参考資料二)肥後宗像家系図)を参照)

宗像家の「先祖附」は「宗像加兵衛(二〇〇石)(以下「先祖附A」)」と「宗像三右衛門(二〇〇石)(以下「先祖附B」)」と二件あり、何れも初代が前記した細川忠利の重臣で御国之惣奉行であった「宗像清兵衛」である。それぞれの「先祖附」の最初の部分を上げる。

「先祖附A」

初代

一宗像清兵衛儀、慶長年中 (細川忠興) 三斎様御代於豊前被 召出、御知行三百

石被為拝領、寛永十三年七月四日切腹被 仰付候、如何様之訊ニ而御座候哉相知不申候

二代

一宗像嘉兵衛儀、清兵衛嫡子ニ而候、御知行式百石被為拝領相勤居申候処、(細川忠利) 妙解院様御逝去被遊候御殉死仕候

三代

一宗像彦四郎儀、寛永十八年八月右嘉兵衛跡目十歳ニ而被為拝領、(中略) 元禄五年御役儀御断申上、御番方ニ被 召加置候処、同十五年八月病死仕候 (以下略)

宗像清兵衛は、慶長年中、三齋(細川忠興)に豊前国において知行三百石で仕えた。しかし寛永十三年(一六三六)七月四日に切腹を仰せ付けられており、その理由は不明とする。また、二代目の加兵衛(先祖附A)は「嘉兵衛」と記すが「加兵衛」とある史料が多く、煩雑さをなくすためここでは「加兵衛」とする)は、清兵衛の嫡子であり、知行二百石で仕えていた。この加兵衛は、妙解院(細川忠利)の寛永十八年の死去に伴い殉死している。また、三代目の彦四郎が十歳で加兵衛の跡目を継いでいることがわかる。この、清兵衛は、優秀な人物だったようで、忠興のもとでは田川郡・宇佐郡の奉行などを務め、寛永九年(一六三二)、細川忠利の肥後転封後には、田中兵庫や牧丞太夫らと共に「御国之惣奉行」²⁶⁾に命じられ、郡奉行・代官以下を支配した。職務の一つとして、寛永十年一月二十三日に田中兵庫と共に命じられた戸籍の一種である「人畜改帳」作成を担当した²⁷⁾。し

かし、清兵衛は同十一年十二月に罷免されている。その後に切腹を仰せ付けられた。これについて『綿考輯録(以下『綿考』)』では、「宗像清兵衛儀数年不届之儀在之二付、切腹被 仰付候」「清兵衛先年江戸ニ而無調法御座候而知行半分被 召上候を其後御返被下、其上せかれともにも大分之御知行を被下、数年之科を被成御赦免召仕、忝段々ニ而御座候処を存忘申、御奉公之仕様不及是非候」²⁸⁾と記す。具体的な記述では無いが、清兵衛は江戸にて無調法をおこなったことにより、知行を半分召し上げられたが、その後、元のように知行を下されている。また、悴と共に多くの知行を下されて数年の科も許された。しかし、その御恩に報いることを忘れ奉公を怠ったとあり、このことを切腹の理由としている。

次に「先祖附B」をみてみよう。

「先祖附B」

一、先祖宗像清兵衛儀、慶長年中豊前ニ而
三齋様御代被 召出、御知行三百石被為拝領候、於当御国
妙解院様御代、寛永十三年七月切腹被 仰付候、如何様之訊ニ而御座候哉相知不申候、其節子共四人御座候、有難御意を以何茂早速被召出、嫡子宗像加兵衛・次男吉大夫御知行式百石充、三男同庄右衛門百五拾石被為拝領、四男同長五郎ハ御中小姓被 召出候、

初代

一、右清兵衛次男宗像吉大夫儀、右兄弟四人御奉公相勤居申候処、寛永十八年

妙解院様御逝去之節、加兵衛・吉大夫追腹仕候、庄右衛門・長五郎儀

茂一同二奉願候得共、

(細川光尚)

真源院様御留被遊候二付、兩人ハ相残申候、庄右衛門儀其後御加増三

百五十拾石被為拝領、御次ニ被召仕、御指物御預被成候、

真源院様御逝去之節追腹仕候、悴無御座断絶仕候、右長五郎儀御中小

姓ニ而相勤居申候処、御知行式百石被為拝領候、無程病氣ニ罷成申候

付御知行差上、京都ニ罷登、御扶持被為拝領居申候処病死仕候(以下略)

二代目

一高祖父宗像八助儀、実者右加兵衛次男ニ而御座候、吉大夫追腹仕候

御実子無御座、寛永十八年八月養子ニ被 仰付、三歳ニ而吉大夫跡式

被為拝領、御番方被 召加候、(中略)同(元禄)八年病氣ニ罷成御

役儀御断申上候処、如願被成御免、同年五月御番方被召加候、同年六

月病死仕候(以下略)

この「先祖附B」は、より詳細で、前出の「先祖附A」に清兵衛の嫡子は加(嘉)兵衛だけ書かれているところに、子供が四人いたことが明確にされている。また、清兵衛切腹後に、「有難御意」を以て、嫡子加兵衛と次男吉大夫に知行を二百石、三男庄右衛門は百五十石を拝領されており、また、四男長五郎には御中小姓で召し出されたことが理解できる²⁹。

「大宮司系譜」によれば、清兵衛は宗像氏貞の三女を娶っていることから、清兵衛の子である加兵衛・吉大夫・庄右衛門・長五郎の四人が、実は大宮司宗像氏貞の孫なのである。つまり、以前は、大宮司関係の文書を引き継いだ草薙家のみが「宗像」の跡を継いだとされていた。それは、あくまで

大宮司関係の文書を引き継いだのであって、それを「跡式」と「大宮司系譜」に記している。実は「宗像」の姓と血脈、つまり「名跡」を繋げたのは肥後宗像家であった。よって、本稿では、大宮司の「跡式」は草薙家、「名跡」は肥後宗像家と分けて考えたい。

さらに「先祖附B」をみてみると、初代は清兵衛次男の吉大夫とあり、よって「先祖附A」は清兵衛長男の加兵衛、「先祖附B」は次男吉大夫の系列であることが理解できる。

なお、今回の秀吉文書二点は、「先祖附A」、つまり清兵衛嫡子の加兵衛の家に伝来しているが、この理由は後述する。

ただし、「先祖附B」の記述は詳細で、寛永十八年の細川忠利(妙解院)の死去に伴う殉死については、長男の加兵衛だけではなく、次男の吉大夫も殉死したことが書かれている。また、残る庄右衛門(「先祖附B」は「庄右衛門」とするが、以下本稿ではその他の史料で多くみられる「少右衛門」とする)と長五郎も殉死を願い出たが、忠利の次の藩主である光尚(真源院)より慰留されたことや、その後、少右衛門は加増され三百五十石を拝領した記述もある。さらには、少右衛門が光尚死去に伴い殉死をしており、悴がいなかったことから、その家は断絶したともある。なお、四男長五郎は、一旦は二百石を拝領されるが、病氣により知行を差し上げ、京都に登り扶持を拝領して隠棲し、その後病死したことが理解できる。よって、清兵衛の子供四人、則ち宗像氏貞孫は、三人が殉死、一人が京で病死したのである。

「先祖附B」によれば、忠利に殉じた次男吉大夫の後は、長男加兵衛次

(参考資料二) 宗像家「先祖附A・B」概要(永青文庫) ※括弧書きの諱は「宗像家系図」より、〔 〕は『綿考輯録』等より

「先祖附」A(加兵衛系列)

宗像清兵衛からはじまる長子加兵衛(この先祖附では嘉兵衛)の家系で、寛永十八年(一六四二)八月に加兵衛の跡目を十歳にて継いだ記述がある。但し、清兵衛には四人の男子がいるが、弟の吉大夫、少右衛門、長五郎の記述はない。なお、加兵衛と吉大夫は藩主細川忠利の死去の際に殉死するが、吉大夫については触れられていない。

(呼名同・加兵衛①⑦⑩⑪、彦四郎③⑤⑥⑨)

式百石 宗像加兵衛

① 宗像清兵衛(景延)

② 加(嘉)兵衛(景定)

(弟吉大夫「景吉」『綿考』には景好)・弟少右衛門(景直)

・弟吉大夫ともに寛永十八年(一六四二)忠利に殉死

③ 彦四郎(景勝)

・寛永十八年八月、加(嘉)兵衛跡目十歳にて拝領

・元禄十五年(一七〇二)八月病死

(吉大夫養子に八助「景隆」)

④ 彦右衛門(景武)

・元禄十五年十一月、彦四郎跡目

・宝永五年(一七〇八)八月病死

⑤ (もと梶之助)彦四郎(景嗣)

・実は楯岡四郎兵衛弟、彦右衛門病中に養子を願い出て宝永五年七月九日

に養子

・同十二日に跡目

・享保三年(一七一八)九月病死

⑥ (もと梶九郎)彦四郎(景栄)

・実は財津角太夫次男(財津善兵衛弟)、

・享保三年七月養子、十一月に跡目

・元文五年(一七四〇)、忠利百回忌に焼香『綿考』

・寛延元年(一七四八)十二月二十八日、光尚百回忌時に妙解寺御寺詣

焼香、御紋付御小袖一つ拝領(光尚殉死の少右衛門の子孫がいらないこと

から寺詣、焼香、この時に家老衆より先祖についてこの内容を聞く『綿

考』)

・宝暦九年(一七五九)九月隠居

⑦ 市平太、加兵衛(景暢)

・彦四郎養子(実は陣佐左衛門の弟)

・延享四年(一七四七)二月、御目見

・宝暦九年九月跡目

・宝暦十一年(一七六一)正月、加兵衛と改名

・寛政二年(一七九〇)三月、忠利百五十回忌につき、御紋付御長頭上下

一具と小袖二を下し置かれ焼香を行う

・寛政八年(一七九六)五月隠居、六十九歳

⑧ 加一郎(景知)

・加兵衛養子、寛政元年(一七八九)三月御目見

・寛政八年五月、二十九歳にて相続

・寛政十年十一月、光尚百五十回忌、加一郎先祖宗像加兵衛弟宗像少右衛門殉死の訳により御紋付長上下一具、同小袖一下し置かれる、法事中二日御寺詣、焼香

・(文化) 十二年(一八二四) 六月四十七歳にて病死

⑨ 盛衛、彦四郎(景門)

・加一郎養子、文化五年(一八〇八) 十二月御目見

・文化十一年八月相続、同年九月彦四郎と改名

・文政六年(一八二三) 六月三十七歳にて病死

⑩ 貞記、加兵衛

・彦四郎養子、病死につき文政六年十月名跡相続

・文政七年四月加兵衛と改名

・天保十一年(一八四〇) 二月、忠利二百回忌に御紋付長上下一具、同小袖一下し置かれる、法事中二日御寺詣、焼香

・嘉永元年(一八四八) 十二月、来たる二十六日の光尚二百回忌に法会御修行仰せ付けらる

・加兵衛先祖宗像加兵衛弟宗像少右衛門殉死の訳により御紋付長上下一具、同小袖一下し置かれる、法事中二日御寺詣、焼香

・慶応元年(一八六五) 六月、病気により五十九歳で隠居

⑪ 敬之助、加兵衛

・加兵衛名跡相続の次男

・慶応元年六月父知行を相続

・同年八月、加兵衛と改名

「先祖附B」(吉大夫系列)

宗像清兵衛が毛利の長臣市川少輔七郎の子で宗像の養子となった記述のある付紙がある。宗像清兵衛の子である、加兵衛、吉大夫、少右衛門、長五郎の記述あり。また、四人の子供、加兵衛・吉大夫に二百石宛、少右衛門(先祖附では庄右衛門)に百五十石、長五郎は御中小姓に召し出されたことの記載あり。

忠利の死去にともない、加兵衛・吉大夫の殉死のこと、少右衛門・長五郎が光尚の御意により殉死を思いとどまったこと、少右衛門が加増で三百五十石拝領の記載あり。

光尚死去に伴う少右衛門の殉死とその家の断絶、長五郎が二百石を拝領したが、病気になり知行差し上げた後に京都に隠棲したが、扶持を拝領した記述あり。

吉大夫殉死について、長子加兵衛の次男八助を宗像清兵衛の次男吉大夫の養子とした記述あり。

式百石 宗像三右衛門

① 宗像清兵衛

・忠興代に豊前にて仕え知行三百石

・肥後国において忠利代の寛永十三年(一六三六) 七月切腹、訳知らず

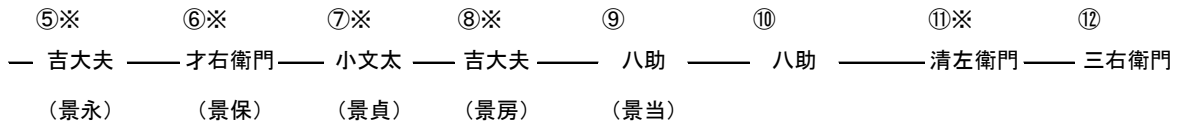
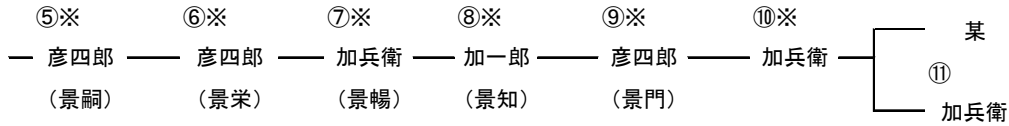
・子供四人おり、嫡子加兵衛・次男吉大夫に二百石宛、三男庄右衛門に百五十石、四男長五郎は御中小姓

② 吉大夫

・兄加兵衛ともに寛永十八年(一六四二) 忠利に殉死

・庄右衛門・長五郎、殉死を望むが光尚に留められる

- ・庄右衛門に加増三百五十石、光尚死去にともない殉死
- ・長五郎、御中小姓に知行二百石、病氣につき知行返上、元禄七年（一六九四）病死
- ③ 八助（〔景隆〕）
 - ・加兵衛次男
 - ・吉大夫殉死の時、寛永十八年八月に養子に
 - ・三歳で吉大夫跡式を認められる
 - ・元禄八年（一六八〇）病氣により役儀御断り、同年六月病死
- ④ 三右衛門（〔景久〕）
 - ・元禄八年八月に父八助の知行拝領
 - ・享保八年（一七二三）十月隠居
- ⑤ 吉大夫（〔景永、実は村井佐左衛門弟〕）
 - ・享保八年十月家督（養子）
 - ・享保十六年（一七三二）三月病死
- ⑥ 才右衛門（〔景保、実は村上三郎大夫次男〕）
 - ・享保十六年五月跡目（養子）
 - ・延享元年（一七四四）十二月病氣により隠居
- ⑦ 小文太（〔景貞〕）
 - ・水野嘉慶次男にて才右衛門養子となる
 - ・延享元年二月養子を仰せ付けられ跡目
- ⑧ 吉大夫（〔景房、実は弓削五郎次男〕）
 - ・宝暦六年（一七五七）三月、小文太隠居につき家督
 - ・天明四年（一七八四）十二月隠居
- ⑨ 八助（〔景当〕）
 - ・吉大夫嫡子、二十一歳にて天明四年十二月家督
 - ・寛政二年（一七九〇）三月、忠利百五十回忌につき、御紋付御長上一具と小袖一を下し置かれ焼香を行う
 - ・文化二年（一八〇五）六月四十二歳で病死
- ⑩ 栄太、八助
 - ・八助嫡子、享和二年（一八〇二）十月、剛之丞殿誕生の節に墓目矢取を勤め御紋付上一具下される
 - ・文化元年（一八〇四）御目見、二年十一月十七歳にて父の知行を相続
 - ・文化三年三月、八助と改名
 - ・文化十一年（一八一四）五月二十六歳で病死
- ⑪（的場）素八、清左衛門
 - ・八助養子
 - ・文化十一年六月十九歳にて跡目、同年九月に清左衛門と改名
 - ・天保十一年（一八四〇）二月、忠利二百回忌に紋付御長上一具と小袖一を下し置かれ焼香を行う
 - ・嘉永二年（一八四九）六月五十五歳で病死
- ⑫ 萬喜、三右衛門
 - ・清左衛門嫡子、天保七年（一八三六）に御目見
 - ・嘉永二年十月、三十五歳にて知行相続
 - ・嘉永三年三月、三右衛門と改名



- ⑤
— 内蔵助 (秀吉文書を所持)

男の八助が三歳にて継いでおり、吉大夫の家系も長男加兵衛の家系となる。ここに、宗像の姓と血脈は受け継がれることになった。

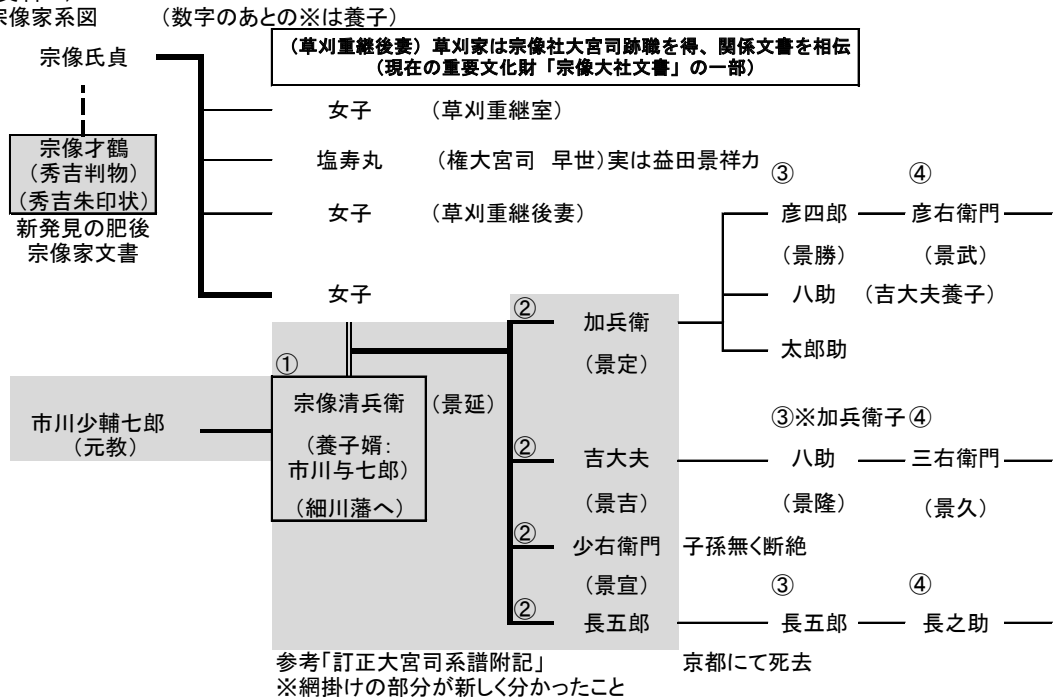
三、宗像家「先祖附」にある「付紙」の記述

この様に、細川家に残る宗像家の「先祖附」を見てみても豊臣秀吉関連文書だけではなく、大宮司宗像氏貞関係の記述すら見ることは出来ない。先祖が秀吉から文書を発給されたことは自家の在り方を示すために「先祖附」等の由緒書きには良く書かれることがある。例えば同じ細川藩士であった大矢野氏(二百石)の「先祖附」には、「先祖大矢野民部太輔儀、天草居住仕候、天正十五年、秀吉公々本領被宛行、羽柴陸奥守与力ニ罷也申候」とあり秀吉から本領を拝領されたことを明確に記す。しかし、この二つの宗像家「先祖附」は、単に宗像清兵衛から書き始められており、その内容からは到底、大宮司氏貞との関係は今まで想像すら出来なかったのである。ところが、「先祖附B」を詳細にみていくと、本文の他に明らかな異筆で「付紙」があり次の様に書かれていた。かなり重要な情報があるので全文を掲載する。

(史料六)

宗像清兵衛儀、実ハ毛利家之長臣市川少輔七郎子にて、宗像之養子トシテ大宮司家ヲ相続ス、然レトモ騒乱ニテ家族モ絶、宗像ニテ身ヲ立ル事ナラス、筑前小早川殿幕下ニ勤仕ス、隆景ノ一字ヲ賜ハリ景延ト称ス、(小早川秀秋)金吾中納言殿関原之功ニ依テ備前ニ国替アリ、秀秋死後彼家断絶ス、景延西国ニ帰り、慶長年中豊前ニ於テ松井佐渡殿之取持ヲ以、(康之)

(参考資料二)
肥後宗像家系図



三百石ニテ忠興公ニ勤仕ス、御馬廻一番三洲内匠組ナリ、甲川郡・宇
(細川)
佐郡ノ奉行ナト勤ム、当国ニテモ益城郡頭ヲ勤ムル内、何トナク切腹
被仰付、妙解院様御代也、奉行田中兵庫ヲ以被仰渡候ハ、清兵衛儀ハ
(細川忠利)
今度切腹被仰付、子供之事ハ心ニ懸申間敷候、御前ニ御存知可被遊旨
御懇之御意ナリ、如何様之訳ト云事不知、世上之浮説ハ区々也、其節
子供四人、一同ニ被召出、下略
右宗像家系譜ヨリ抜書

ここには、前述の二つの「先祖附」には全く記されていない内容が書かれていた。奥に「右宗像家系譜ヨリ抜書」とあることから、「宗像家系譜」の存在が理解できるが、それについては不詳である。ただ、この「付紙」は、「先祖附B」にあったが、異筆であることから細川家が各家に「先祖附」を提出させたときに、たまたま整理の段階で、メモ代わりに挿入した可能性や、「先祖附A」に入っていたものが、抜け落ち「先祖附B」に加えられたことも想定できる。しかし、どの様な経緯があらうと、この「付紙」は、肥後宗像家に関して重要な内容であることは疑いない。ただ、今回の秀吉文書の発見があるまでは、研究上、見方によっては根拠のない荒唐無稽な史料のように扱われていたのかも知れない。

この「付紙」には、次の五点が確認できる。①宗像清兵衛は毛利家の長臣である市川少輔七郎の子で、宗像の養子として大宮司家を相続したことが明確に書かれている。ただし、大宮司家の相続については現段階では不明としたい。②騒乱にて家族も絶え、宗像において身を立てることもなら

ず、筑前にて小早川隆景に仕え、その時に隆景の一字を賜り諱を「景延」とした。③その後、秀秋（金吾中納言）に仕え、関ヶ原の功による備前国の国替えに伴い、その後、秀秋死去により小早川家が断絶したため、西国（九州）に帰ったこと。④慶長年中、豊前国にて松井康之（佐渡殿）の取り持ちをもつて三百石で細川忠興に仕え、田川郡や宇佐郡の奉行を勤めたこと。なお、細川氏は、慶長五年（一六〇〇）に関ヶ原の功により丹後国十二万石から豊前国に約三十四万石に国替えされることにより加増されており、③の秀秋死去による小早川家の断絶が慶長七年（一六〇二）であることを考慮に入れるなら、その後この仕官は行われたものである。⑤肥後国にて益城郡頭を務めたが、理由不明で切腹を仰せ付けられた。ここで益城郡頭とは郡奉行のことであろうが、清兵衛は入国直後の寛永十年（一六三二）に「御国之惣奉行」となっている。また忠利は、切腹に際して、清兵衛と同じく御国之惣奉行であった田中兵庫をいとして、子供たちの事は心配しなくて良い、忠利（御前）が理解して懇意を示していると伝えられている。その時に、四人の子供は一同に召し出されたとある。

この「付紙」と「大宮司系譜」により、大宮司宗像氏貞と宗像清兵衛のつながりが明確となったのである。「付紙」にあるように清兵衛の親は毛利家の長臣である市川少輔七郎としている点は興味深いが、清兵衛の元の名であり「大宮司系譜」にも記載された市川与七郎についてはここにはみることが出来ない。

なお、清兵衛の親である少輔七郎とは、市川元教のことであろう。元教は、毛利家の重臣で毛利元就・隆元などに仕えた経好（もと吉川）の嫡男

であったが、市川家の敵方であった大友氏に与したため討たれている。なお、そのため次男の元好が経好の跡を継いでいる³⁰。このため、「先祖附」の本文中には市川氏との関係を記すことを憚られたのであろう。

二種類の「先祖附」と「大宮司系譜」により、毛利家重臣である市川氏の元嫡男の子である与七郎が、一旦は小早川隆景・秀秋に仕えていることや、大宮司宗像氏貞の三女を娶り、宗像清兵衛と改名し肥後宗像家祖となり氏貞の「名跡」と「血脈」を繋げたことは理解できた。しかし、今回発見された肥後宗像家に伝来の豊臣秀吉文書について関係性は一切窺うことができない。また、当然に宛所の「宗像才鶴」についての記述もみることが出来ない。

四、細川家記『綿考輯録』にみる宗像家

二種類の宗像家「先祖附」により、宗像清兵衛の四人の兄弟は、長男加兵衛・次男吉大夫は藩主細川忠利の死去により殉死していることが判明した。また、三男少右衛門はその嗣子光尚に殉じているなど、その概要は理解できる。この時、殉死の家であれば、当然に細川家の家記（『綿考』）に記載されていると考え該当箇所を調べてみることにした。

『綿考』によれば、寛永十八年（一六四一）三月十七日の忠利の死去に伴い十九人の殉死があった。ここに加兵衛と吉大夫の名前をみることが出来る。なお、この時は後に森鷗外の小説『阿部一族』のモデルとなる阿部弥一右衛門も殉死をしている。『綿考』では、忠利の殉死者について個別にその経歴を掲載している。この中で、加兵衛と吉大夫はそれぞれ別項目

により取り上げられている。

その加兵衛の箇所に「加兵衛ハ宗像大宮司嫡流正三位中納言宗像氏貞の子孫也（割注・宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同称内蔵助家ニ伝来、内蔵助は少右衛門か子孫なり）」³¹とあり、加兵衛は宗像大宮司氏貞の子孫であり、肥後宗像家が秀吉の感状と朱印状を所持していることが明記されている。つまり、細川藩は加兵衛が氏貞の子孫であるという認識のもとに殉死を認めているのである。

ここに、断絶していたと思われる宗像大社大宮司家の子孫が肥後宗像氏であることが決定的となり、秀吉文書を二点所持している理由が明確となった。

なお、ここで宗像の系図と秀吉文書を受け継いだ内蔵助は、「先祖附A・B」には記載が無いが、『綿考』には、清兵衛の三男の少右衛門の子孫で、寛永十年九月朔日付宗像助四郎（少右衛門の始めの名）宛ての御書出を所持しているとある³²。少右衛門が知行百五十石を拝領したのは「先祖附」にも見えるが、『綿考』の記載に従えば、清兵衛の存命の時に、少右衛門は百五十石を与えられたことになる。つまり、『綿考』が記述された段階では、秀吉文書は三男少右衛門の跡を、つまり「宗像」の名跡を繋げた内蔵助が所持していた。少右衛門は、寛永二十年（一六四三）三月に二百石の加増を受け都合三百五十石となるのであるが、この御書出も内蔵助が所持しているという。ただ、「先祖附B」には、庄（少）右衛門は「悻無御座断絶仕候」とあり、『綿考』にある「少右衛門か子孫内蔵助」とは矛盾するように思えるが、「先祖附B」にある断絶した少右衛門関係の文書は

内蔵助に受け継がれているのである。しかし、後に詳述するが、実は内蔵助は清兵衛の四男つまり長五郎の子孫で、少右衛門の殉死後は、悻がいなかったことから少右衛門の関係文書は長五郎が引き継ぎ、その系譜が宗像家に関する重要文書、特に秀吉文書を所有していたのである。

よって、今回発見された宗像才鶴宛ての秀吉文書は、寛永十八年（一六四一）の忠利死去による長男加兵衛・次男吉大夫の殉死の時点で、三男少右衛門に受け継がれ、次の慶安二年（一六四九）の光尚死去による少右衛門殉死の際に四男の長五郎に託されたのであろう。その理由としては、寛永十八年段階で、殉死した長男加兵衛の跡目である彦四郎は十歳で、次男吉大夫の跡目八助は僅か三歳である。しかも、八助は加兵衛の次男で吉大夫の養子である。つまり、長男と次男が忠利に殉死した時に、秀吉関係文書は嫡男と次男の家の跡目となる者が幼少であることから、残る三男の少右衛門が引き継いだ。また、少右衛門が殉死の際に子供がいなかったことから、弟の長五郎に託されたのである。

このような理由から、前述の『綿考』にある「宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同称内蔵助家ニ伝来」という部分は、この『綿考』の内容が記述された時点では宗像清兵衛の四男である長五郎の子孫内蔵助の所有であったといえる。

なお、この『綿考』に、長男加兵衛・次男吉大夫の殉死の内容が記述された時期は、殉死の面々の部分に、加兵衛の子孫である加一郎景知が寛政八年（一七九六）に家督を継ぐところまでの記載があることや、吉大夫の子孫で八助景当が同六年（一七九四）に御中小姓を仰せつけられた記述が

あることから、寛政年間であろう。つまり、宗像才鶴宛ての秀吉文書は、少なくとも、この頃までは四男の長五郎の子孫、つまり内蔵助が所持していたのである。

第三章 宗像清兵衛とその系譜

一、長男加兵衛・次男吉大夫の殉死

前述したように清兵衛には大宮司宗像氏貞の血脈を受け継ぐ四人の男子がおり、長男加兵衛と次男吉大夫は、藩主細川忠利に殉じた。二人が殉死したことにより、改めて宗像家が細川藩に認識されている。この時の状況を次に述べてみたい。

『綿考』³³によれば、加兵衛と吉大夫は、忠利の死去に伴い、寛永十八年（一六四一）五月二日に殉死する。

加兵衛が殉死する際に、三人の弟、吉大夫・少右衛門・長五郎も殉死を願い出たところ、江戸在府の光尚より殉死を思い留めるように御意があった。それをお請けしたが、死去した忠利の恩は誰かが存生であるなら報いがたい、しかし、光尚の御意を背くことも出来ない。そこで兄弟四人で話し合って、上の兄二人は殉死し、弟の二人は光尚に奉公すると決めた。しかし、弟たちはなかなか承引しなかったため、色々諭して誓詞を書かせた。また殉死する加兵衛・吉大夫の二人は遺書を書き、弟たちの誓詞を添えて家老たちに差し出した。

殉死の翌日の五月三日、細川家における歴戦の勇者である沢村大学が、

家老の松井・有吉・米田らにこの内容を伝えている。その書状に「不及申候得共母残ル子共二人之儀御心を被付、御前之儀可然様ニ御取成候而被遣可被下候、拙者別而親清兵衛より如在無御座候ニ付如是申入候、各様へ右之通申上候由、母子共へも只今使者を遣申事ニ御さ候」と認めている。

ここで、大学は、御前（光尚）が残る母子に対し気遣いをしており、その取り成しがあるでしょう。大学自身においても親の清兵衛以来から親しくしておりこのように申し入れました。家老衆（各様）へ、この様に申し上げておりますので、この内容を母子どもへも今使者を遣わしますと述べている。

つまり、この書状の中で、大学は残る清兵衛の三男少右衛門・四男長五郎と母らに対し新藩主である光尚の取りなしを伝えている。ここにある、清兵衛の子供とは宗像氏貞の孫で、母は氏貞の三女である。おそらく大学は、自身の清兵衛との関係を強調することにより、後に残る宗像一族の奉公について家老衆へ伝えたかったのではないだろうか。

これに対して、同日、家老衆は大学宛ての連署書状にて、「就夫清兵衛以来貴殿御目懸候間、残ル兄弟母之議、肥後様御前可然様ニと被仰越、得其意申候」と清兵衛との関係を意識しながら了承していることがわかる。

この様に記述を進める中で『綿考』の筆者は「加兵衛ハ宗像大宮司嫡流正三位中納言宗像氏貞之子孫也（割注…宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同称内蔵助家ニ伝来、内蔵助は少右衛門か子孫なり）」と殉死の二人が、氏貞の子孫であり、この家が秀吉の判物（感状）と朱印状を所持していることを明記したのである。

さらに『綿考』は、清兵衛の子供四人の召し抱えについて記してある。この内容は、「先祖附B」と明らかに異なり諱も記載してあることからその部分を掲載する。

(史料七)³⁴

親清兵衛景延慶長年中忠興君於豊前被召出、御知行三百石被下置候、子共四人有之、忠利君寛永十年被召出、嫡子加兵衛式百石、二男吉大夫も式百石、三男少右衛門百五拾石、四男長五郎ハ御中小姓也、然処清兵衛外御咎之筋有之、寛永十三年七月八日於御殿切腹被仰付候、此時御奉行田中兵庫を以子共之儀心ニ掛申間敷旨御懇之御意御座候

この内容について、「先祖附B」には清兵衛が殉死した時に、「其節子共四人御座候、有難御意を以何茂早速被召出」とあり、殉死したことにより子供四人が召し抱えられたとある。しかし、『綿考』によれば、この四人は、既に入国直後の寛永十年（一六三三）、つまり清兵衛が存命中で御国之物奉行という重職に就いていたときに召し抱えられていたことになる。これについては、一部前述したが³⁵『綿考』の著者は、宗像家の「先祖附」を閲覧し「いぶかし」としている。また、長男加兵衛・次男吉大夫が殉死した時に、子供は幼年であることから、後になって先祖附を作成するときと間違つたのではないかと推測している。その理由として、「少右衛門か子孫内蔵助か家ニ、寛永十年九月朔日宗像助四郎（割注：少右衛門か始の名）殿と当りたる百五拾石之御書出、御判物等今以伝候」とあり、秀吉文書をこの時点で所有する内蔵助の家に残る少右衛門宛ての御書出などにより、

「是兄弟四人一同ニ被召出候節之御書出と見江申候」としているのである。さらに清兵衛切腹の直前の、寛永十三年（一六三六）正月には江戸銭亀橋の普請役人の中にも吉大夫の名が見えることから寛永十年の召し抱えは間違いないとしている。

いままで宗像家の先祖附を見る限りにおいては、寛永十八年（一六四二）、藩主忠利の死去に伴い兄弟四人が殉死を願ひ出る理由については不可解な感は拭えなかつた。しかし、実は清兵衛が存命中の寛永十年に長男加兵衛・次男吉大夫にそれぞれ二百石、三男少右衛門に百五十石、四男長五郎は御中小姓で召し抱えられており、「忠利君大恩之程いづれも存生ニ難奉報」³⁶が理由であつた。さらに、宗像兄弟の縁者となる仁保太兵衛（慰英）³⁷は、清兵衛が切腹を仰せ付けられた直後の七月二十五日、家老の長岡監物（米田是季）に宛てた書状³⁸に、「宗像清兵衛儀数年不届之儀在之ニ付、切腹被 仰付候、妻子少も御構無之、其上子共四人共ニ如前々被 召仕候」「誠以親之科ハ子ニかゝると申儀ニ候処ニ妻子被成御助、のミならず四人之子共如前々被召仕之旨忝御慈悲有難奉存候」とあるように、清兵衛が「不届之儀」により切腹させられたにも拘わらず、その「科」について、妻子は構ひ無く、四人の兄弟もそのままに召し抱えられた「御慈悲」が有り難かつたのである。このことから、大恩のある忠利が死去の際、兄弟四人共に殉死を願ひ出たのである。

加兵衛・吉大夫は果てたが、殉死を希望した弟の少右衛門・長五郎は、次の藩主細川光尚の「御懇之御意」をもって制止されており、兄弟全てが殉死すれば光尚の御意に背くことになることから、第二人は承引せざるを

得ないことになり奉公を続けることとなった。

藩主忠利に対しての殉死を巡る事柄により、清兵衛の子供四人が実は大宮司宗像氏貞の子孫であることを細川藩に再認識させたのである。

二、その後の宗像家と秀吉文書の伝来

慶安二年（一六四九）十二月二十六日晚六ツ半、藩主光尚は江戸上屋敷にて没した。三十一歳であった。この時、清兵衛三男の宗像少右衛門は、江戸在府で翌々日の二十八日に泉岳寺で殉死している。その様子が詳細に『綿考』³⁹に掲載されている。ここには今回の秀吉文書の伝来と密接に係した記載がある。

少右衛門は前述したように寛永十年（一六三三）に兄弟四人同時に召し抱えられており、「先祖附 A・B」に記す内容と異なる。『綿考』には次の御書出を掲載し背景を伝えている。

（史料八）

肥後国於飽田・山本両郡之内百五拾石（割注…目録在別紙）事宛行之訖、全可領知之状如件

寛永拾年九月朔日 忠利君御判

宗像助四郎殿

宛所の助四郎は、少右衛門のこの頃の名で、忠利死去後の光尚の御書出では七郎左衛門とある。この二つの御書出も、内蔵助が所持している。その後、少右衛門は寛永二十年（一六四三）三月に二百石加増されて、都合

三百五十石となっている。この判物も内蔵助に伝来しているという。

この理由について、少右衛門は悴がないことから弟の長五郎に名跡を継がせようとしたところ、少右衛門が加増された同日に二百石で召し抱えられることとなった。しかし、少右衛門が殉死したため、その判物も長五郎が所持しているという。つまり、少右衛門の所持する宗像家のありかたを示す重要文書は長五郎に受け継がれたといえる。

この、四男であった長五郎が宗像家の重要文書を引き継ぐ過程を『綿考』では次の様に記す。

光尚の「御懇之御意」を以て殉死を制止された少右衛門は、光尚に殉死をする覚悟であったが、長五郎も同様に考えていた。ただ、そうであるならば、この兄弟の母も一緒に果てたいと望んでいた。実は、この母は「大宮司系譜」にある宗像氏貞の三女である。おそらく夫の清兵衛の切腹から忠利に対する長男・次男の殉死、今回の光尚死去に対しての三男のみならず四男までが殉死をすることに對して厭世観を持っていたのだろう。

この時に少右衛門は、長五郎には是非に存命してもらい、もし奉公が出来ないのであるならば、暇をもらうようにと、幕府医師の吉田盛方院（浄元）⁴⁰と秦寿命院（秦石）⁴¹に呉々に頼んでいる。これに對しての書簡が『綿考』に掲載されている。

その中で、光尚死去前の十二月二十五日、寿命院による長五郎宛て書状を見てみることにする。それには、光尚の状況が極めて厳しいこと（「肥後殿御病氣十死一生ニ御極り」と、それに対する少右衛門の覚悟（「就夫^{（少右衛門）}少右殿事御供可有之之由、扱々希代儀是非尤可申入様も無之候」）を伝え

ている。またこの時は、既に暇を願っていたようで、老母も見届けて欲しいと少右衛門から頼まれている（「貴様事御いとまを御申候へ而、御老母の成行も御見と、け候様にと、少右殿返々我等を御頼ミ被申候」）。この書状で、寿命院は、万一にも長五郎と母が心得違いを行えば一門は破滅する（「若万々一御老母ニても貴様にても心も違、不慮之はたらき候ハ、一門中はめつ可申候」）と必死に説得しているのである。

結果として長五郎は、兄少右衛門の指示と寿命院・盛方院の進言を取り入れ殉死を諦めている。

少右衛門の殉死後、長五郎は、慶安三年（一六五〇）、六月に家老の有吉に、「私儀惣而病者ニ御座候時数年相煩居申、迷惑仕候、就夫致方々心儘ニ養生仕度奉存候間、私ニ被下候御知行御老中様迄差上申、御暇之儀申上度奉存候条、御次手次第被仰上可被下候」と病者であることから知行を返上して養生したいと暇を願い出た。その願は直ぐには叶わず、兄少右衛門が「格別之殉死」ということで、同年八月十六日、自分の知行二百石を返上し、兄の遺領三百五十石を下されている。しかし、暇を必死に懇願して認められ、八人扶持を拝領している。なおこの扶持は、肥後国内外のどこに居住しても受け取ることが出来る格別の配慮であった。

その後、長五郎は上京し保養している。上京の訳は、姉が京に居り、母もその元に身を寄せているからである。何の奉公もせずに扶持を拝領されることに躊躇した長五郎は、承応元年（一六五二）と同二年に返上を申し入れるが、そのままとなった。それ以後、長以と改名し、元禄六年（一六九三）五月病死した。その子孫について『綿考』には次の様に概要を記す

のみである。

長五郎の子も長五郎と名乗り兄弟共に肥後国へ帰り再びの奉公を願った。この時の、宗像彦四郎（景勝）、実は清兵衛長男加兵衛の子孫方へ引き越しを願う書状を交わしたが、ついに帰国は叶わなかった。元禄十五年（一七〇二）閏八月七日、肥後国に大洪水が起き、多くの損耗があったことにより扶持が半減され四人扶持となる。享保十三年（一七二八）十二月、病死した。

その子、長之助は直ちに八人扶持を半減にて拝領する。隆徳院（細川宗孝）の代には参勤の上下に伏見にて御目見えするも、その後儉約のため扶持を断りそれも無くなった。明和四年（一七六七）八月、病死した。

その後を継いだのが、内蔵助保氏である。明和五年三月に八人扶持を半減にて拝領し、同六年三月に藩主細川重賢の参勤の節、伏見において御目見えをした。その時に先祖より伝来の宗像系図や豊臣秀吉の朱印状と感状（判物）を所持していることを話す。その後、内蔵助の病死により、家は断絶したことが、享和二年（一八〇二）に判明している。

この様に長五郎の家系をみていくと、清兵衛三男の少右衛門に子供が無く、その跡を弟である長五郎が引き継いだことが理解できる。ただ、長五郎は少右衛門の遺領を返上し京に隠棲しており厳密に言えばこの系譜を子孫とは言えない。しかし、この時に今回の秀吉文書も少右衛門から長五郎の家系に引き継がれ、少なくとも明和六年（一七六九）の段階では、京にあったのであり、それが寛政年間頃に書かれた『綿考』にある「秀吉公之感状・御朱印等同称内蔵助家ニ伝来」の部分と符合するのである。

前述したように、この理由としては清兵衛の長男加兵衛と次男吉大夫の子供はそれぞれ十歳と三歳であった。しかも、吉大夫は兄加兵衛の子を養子にもらっている。この様な状況から、秀吉文書は三男少右衛門が受け取り、殉死の際に子供がいなかったことから、弟長五郎に託したのであろう。また、長五郎が宗像氏貞の娘である母と共にいたことも理由かも知れない。ただこの様な経緯があるなかで、今回発見の秀吉文書は、内蔵助死去による家断絶後、清兵衛長男の加兵衛の子孫の家に伝わっている。その訳は明確では無いが、長五郎が元禄六年（一六九三）五月に病死した後、子の同名長五郎が細川家に再奉公を望み、度々熊本に訪れており、この時清兵衛の長男加兵衛の子孫と親好を深めている。おそらくこの時に、加兵衛の子孫が秀吉文書の存在を認識し、内蔵助の死去に伴いこの文書を手にしたものと思われる。

おわりに

今回の秀吉文書の発見は、断絶したと言われていた宗像家の子孫は肥後国に居住していたことを証明するものである。実は、このことは近世の系譜類に記録されていたが、肥後宗像家の存在は等閑視されていた。今回発見された史料は、この肥後宗像家が所持・伝来したものであり、大宮宗像家と同族であることが初めて実証された。また複数の史料に重要人物として登場するも系譜には一切名前が載らない謎の人物「宗像才鶴」宛ての文書が今回初めて発見された。

才鶴は、草薙家に大宮司職に関する文書を譲るも、「宗像」の名跡を繋げる秀吉関係の最重要文書は、宗像氏貞三女に養子婿を迎えた「新生」宗像家に託したのであろう。

宗像家の史料をみれば、子孫は、豊臣秀吉没後には紆余曲折を経て、小倉で細川忠興に仕えている。その後、細川家の転封に従い熊本に移住し幕末まで仕えている。そのため本史料が肥後宗像家に残ったものと思われる。

本史料の所有者については、『綿考』によれば、「加兵衛（清兵衛の長子）ハ宗像大宮司嫡流正三位中納言宗像氏貞の子孫也、宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同姓内蔵助家ニ伝来、内蔵助少右衛門が子孫なり」とあることから、清兵衛の三男少右衛門の家系が史料を伝えたところ。つまり、細川家は、宗像清兵衛が大宮司宗像氏貞の名跡を継いだ人物であると認識していたのである。ただ、秀吉の判物や朱印状については、宗像家の先祖付には、何らかの事情があったのか掲載されておらず、このため今までの宗像氏の研究では、肥後宗像家は重要視されていなかった。この秀吉文書は、清兵衛の三男少右衛門に引き継がれ、その跡を継いだ弟長五郎の子孫内蔵助に伝わり、その没後に清兵衛の長男加兵衛の家に継承されたのである。

なお肥後宗像家は、幕末まで細川家に仕えた後、明治時代になり政治家活動をするために熊本の地を離れ、最終的に多良木町に移住している。この時の宗像家当主は景雄といい、明治十年（一八七七）西南戦争の時、薩軍に従軍した後、同十五年頃、熊本改進黨の結成の時に起草委員に選ばれた。また、同三十七年には多良木村議員を務めている。他にも一族には、

明治から大正時代にかけて衆議院議員から、埼玉県知事に転じ、青森、福井、宮城、高知、広島、熊本県知事を歴任し、東京府知事となった宗像政がいる。

この秀吉の朱印状と判物は、数奇な運命をたどり、うぶな状態を保ち宗像、長州三隅、備前、小倉、熊本、京都、そして再び熊本という長い旅を経て、熊本県多良木町に落ち着いたといえる。また、宗像家の「先祖附」を検証すれば、現在残る宗像家の血脈は女系によって伝わったことが理解でき、家の存続に苦慮していたことが今回の秀吉文書の発見で十分に理解できる。

つまり、家に伝わる文書は、その家にあるのが当然では無く、その子孫たちの想像を絶する苦勞により奇跡的に伝えられているものも多いのではないだろうか。

最後に、今回の調査で、肥後宗像家の当主は、代々名前の最初の文字に「景」を付けており、それは現在でも受け継がれていることが分かった。この「景」は、肥後宗像家初代の清兵衛が小早川隆景の一字を貰い諱を「景延」と付けた事からはじまる。家の伝統は伝来文書以外でも受け継がれるものがあるということ強く感じられる。

〔謝辞〕

今回の本稿の作成にあたり、多良木町・同町教育委員会・同教育委員会の永井孝宏氏、新修宗像市史編纂委員の桑田和明氏、宗像大社文化局の河窪奈津子氏、九州大学名誉教授の服部英雄氏、東京大学の山本博文氏、九

州大学の高野信治・中野等・福田千鶴の各氏、九州文化財研究所の石橋和久・井上隆明の両氏に謝意を記して示す。

(九州大学比較社会文化研究院)

註

- (1) 桑田和明「戦国期における宗像氏の家督相続と妻女」『むなかた電子博物館紀要』第四号、二〇一二年。同『戦国時代の筑前国宗像氏』二〇一六年。
- (2) 本多博之『宗像市史』一九九九年、六五五～六五六頁。但し同氏は、才鶴を女性とすることに対し「可能性の存在を指摘するに留めたい」としている。
- (3) 『豊臣秀吉文書集(以下『秀吉文書』)』三、一九八一、名古屋市博物館、二〇一七年。
- (4) 『秀吉文書』一九八五。
- (5) 『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之一、三四四、一九四二年。
- (6) 天正十四年、宗茂宛秀吉判物に「立花城之儀無別条相拘候儀さへ、对殿下忠節無比類与思給候処、去(八月)廿四日敵引退候」と立花城を死守し、二十四日に島津軍を撤退させている。(『秀吉文書』三、一九五八)
- (7) 『秀吉文書』一九五四。
- (8) 『秀吉文書』一九五五。
- (9) 『秀吉文書』一九九八。
- (10) 『秀吉文書』一八七四。
- (11) 『秀吉文書』二二三一。
- (12) 『秀吉文書』二二三二。

- (13) 「廿五日、同（長門）国赤間関迄、六里、舟付、但中二日御逗留、此所を関戸とも云、是より渡海に而筑紫へ被為渡候也」『九州御動座記（以下『御動座記』）』尊経閣文庫（近世初頭九州紀行記集）九州大学九州文化史研究所内九州史料刊行会編、一九六五年）七一頁。
- (14) 『秀吉文書』二二二～二二六。
- (15) 「（三月）廿八日九州之内、豊前小倉迄、赤間より海上、三里、舟付」『御動座記』七一頁。
- (16) 『秀吉文書』一九五五。
- (17) ここでは、『秀吉文書』を利用した。
- (18) 『秀吉文書』一九八一。
- (19) この内容は「大官司系譜」によるが、山口隼正氏は、宗像景祥の誤りであるとしている（『宗像大社文書』第二巻、六五二頁）。
- (20) 『宗像郡誌』中編、一九三一年、八二五頁。
- (21) 河窪奈津子『宗像記追考』が語る宗像戦国史の虚実（『福岡県地域史研究』二四、二〇〇七年）。
- (22) 『宗像郡誌』中編、八四一頁。
- (23) 『萩藩閥閥録』第一巻、一九六七年、八一四頁。
- (24) 『宗像郡誌』中編、一九三一年、八三四頁。
- (25) 『宗像郡誌』中編、一九三一年、八三三頁。
- (26) 御国之物奉行については、鎌田浩「熊本藩の支配機構」十一～十二頁に詳しい（森田誠一編『肥後細川藩の研究』一九七四年に所収）。
- (27) 永青文庫、「郡方文書」「奉書」。
- (28) 『綿考輯録（以下『綿考』）』第六巻、出水神社発行、一九九〇年、三八二頁。
- (29) これについて『綿考』には、「考二、清兵衛切腹被仰付砌、子共四人共二被召出候と今之加兵衛・吉大夫が先祖付ニも有之、いふかし、加兵衛・吉大夫切腹之節、子共幼年故旁後年ニ至誤候と被存候」と加兵衛（先祖附A）・吉大夫（先祖附B）先祖附を確認し、清兵衛切腹の後に子供が召し出されていることを「いふかし」と疑問を呈している。（『綿考』第六巻、三八一頁）
- (30) 『萩藩閥閥録』第四巻、五〇～五一頁。
- (31) 『綿考』第六巻、三八二頁。
- (32) 『綿考』第六巻、三八二頁。
- (33) 『綿考』第六巻、三八〇～三八三頁。
- (34) 『綿考』第六巻、三八二頁。
- (35) 註二七参照。
- (36) 『綿考』第六巻、三八〇頁。
- (37) 仁保太兵衛（二〇〇石）は、寛永十年の国廻り上使の接待役にその名前が見える（『熊本県史料』近世篇一、六二～三頁。松本寿三郎「肥後国検地帳の再検討（二）」『文学部論叢』十七（史学篇）一九八五年、二九頁）。
- (38) 『綿考』第六巻、三八二頁。
- (39) 『綿考』第七巻、四九二～四九八頁。
- (40) 『寛政重修諸家譜』第五、二七二頁。
- (41) 『寛政重修諸家譜』第十、三二八頁。

本誌の既刊行分データは以下のホームページよりダウンロードできます。
<https://www.okinoshima-heritage.jp>

沖ノ島研究 第六号

2020(令和2)年3月発行

発行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
(事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産室
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)

OKINOSHIMA RESEARCH MONOGRAPH

6

CONTENTS

	Page
IKENOUE Hiroshi	
Mounded Tombs and Graves by the Sea in Tsuyazaki, Fukutsu City	1
 KUWATA Kazuaki	
Villages held by Munakata Ujisada seen from <i>onkome-chushinjo</i> and <i>onbeisen-chushinjo</i> (Investigative Reports of Taxes)	9
 NOGI Yuudai	
The Last Edict (<i>kudashibumi</i>) from the Headquarter of Dazaihu Shugo (Dazaifu Shugo-sho) and the Munakata Daiguji Family	25
 HANAOKA Okifumi	
Recent Discoveries Regarding Toyotomi Hideyoshi Documents and the Higo Munakata Families	37
 OKA Takashi	
Research on the Views toward the Okinoshima Island	61
 KAMAKA Takanori, MATSUMOTO Shoichiro, OHTAKA Hirokazu	
Research on Okitsu-miya Yohaisho at Odake, Wakamatsu Ward, Kitakyushu City	67
 Summary Report of Investigations on the “Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region,” 2019	81

2020

Preservation and Utilization Council of the
Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region